

中小企業庁による「中小M&Aガイドライン」の遵守に関する宣言について

税理士法人葵パートナーズは、中小企業庁における「M&A支援機関 第65号認定」を受け、中小企業M&A支援機関に登録されました。

当登録にあたり、中小企業庁が定める「中小M&Aガイドライン」に関する事項について、M&A支援機関として下記の通りこれを遵守することを宣言します。

記

1. 依頼者の理解に基づいた同意

仲介契約、FA契約の締結につき、個々の業務形態の実態に合致した仲介契約又はFA契約の締結をすることはもとより、当該締結以前の段階において、依頼者に対して、仲介契約又はFA契約に係る重要な事項について明確な説明を行い、依頼者による十分な理解と納得を得た上、任意による同意を得ることを必要条件とします。

なお、以下の事項は必要不可欠な事項であるため、本宣言において予め明示します。

(ア) 譲渡側、譲受側の両当事者に関する契約を締結し、双方に助言する仲介者、一方当事者のみと契約を締結し、一方のみに助言するFAの違いとそれぞれの特徴

(イ) 提供業務の範囲及び内容(マッチングに至るまでの実施、バリュエーション、交渉、スキーム立案等)

(ウ) 手数料に関する事項(算定基準、金額、支払時期等)

(エ) 秘密保持に関する事項(秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保持義務の一部解除等)

(オ) 専任条項(セカンド・オピニオンの可否等)

(カ) テール条項(テール期間、対象となるM&A等)

(キ) 契約期間

(ク) 依頼者が、仲介契約、FA契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項

※ 最終契約の締結につき、契約内容に漏れがないよう依頼者に対し、再度の確認を促します。

2. クロージングについて

クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上、当日には譲受側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認します。

3. 専任条項について

特に以下の点を遵守して行動します

(ア) 依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FAに対して明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容します。但し、相手方当事者に関する情報の開示を禁止する、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定する等、情報管理に配慮します。

(イ) 専任条項を設ける場合には、契約期間を最長でも1年以内を目安として定めます。

(ウ) 依頼者が任意の時点で仲介契約・FA契約を中途解約できることを明記する条項等(口頭での明言も含む)も設

けます。

4. テール条項について

特に以下の点を遵守して行動します。

(ア) テール期間は最長でも3年以内を目安とします。

(イ) テール条項の対象は、あくまで当該M&A専門業者が関与・接触し、譲渡側に対して紹介した譲受側のみに限定します。

5. 仲介業務について

特に以下の点を遵守して行動します。

(ア) 仲介契約締結前に、譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということ(特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領することが定められている場合にはその旨)を、両当事者に伝えます。

(イ) 仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される事項(※)について、各当事者に対し、明示的に説明を行います。

※ 例：譲渡側・譲受側の双方と契約を締結することから、双方のコミュニケーションや円滑な手続遂行を期待しやすくなる反面、必ずしも譲渡額の最大化だけを重視しないこと。

(ウ) 別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項(一方当事者にとってのみ有利又は不利な情報を含む。)を認識した場合、この点に関する情報を、各当事者に対し、適時明示・開示します。

(エ) 確定的なバリュエーションを実施せず、依頼者に対し、必要に応じて他の士業等専門家等の意見を求めるよう伝えます。

(オ) 参考資料として自ら簡易に算定(簡易評価)した、概算額・暫定額としてのバリュエーションの結果を両当事者に示す場合には、以下の点を両当事者に対して明示します。

① あくまで確定的なバリュエーションを実施したものではなく、参考資料として簡易に算定したものであるということ。

② 当該簡易評価の際に一方当事者の意向・意見等を考慮した場合、当該意向・意見等の内容。

③ 必要に応じて士業等専門家等の意見を求めることができること。

(カ) デューデリジェンスを自ら実施せず、デューデリジェンス報告書の内容に係る結論を決定しないこととし、依頼者に対し、必要に応じて他の士業等専門家等の意見を求めるよう伝えます。

なお、当事務所は、上記の他、中小M&Aガイドラインに定める事項及び趣旨に則った行動を実施することを宣言します。

以上